## 計画策定部会の設置について

## 1. 部会の設置について

枚方市空家等対策協議会条例(抜粋)

(担任事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、<mark>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項につ</mark>

## いて調査審議し、及び答申する。

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(部会)

第6条 協議会に、第3条に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。

2 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。

## 2. 部会のイメージ

